

いわくに
地域応援
商品券

取扱店募集

2種類の商品券(**専用券** 4枚 **共通券** 5枚)があります。



専用券
1,000円券×4枚
合計 **4,000円分**
中小規模店で使用可能
大型店では使用できません



共通券
1,000円券×5枚
合計 **5,000円分**
全取扱店で使用可能

※大型店とは、店舗面積(小売店は売り場面積)が1,000㎡超の店舗。大型商業施設内にあるテナントは大型店へ分類。但し、岩国市内に本社又は主たる事業を営む事業者は中小規模店扱いとなります。

募集要項

※前回、第4弾でご登録頂いた事業所は申込不要です。自動的に第5弾の「取扱店」として登録されます。

商品券取扱店 岩国市内で店舗を構え、事業・営業を行っている事業所

事業内容

9月1日(月)から岩国市プレミアム商品券 第5弾「いわくに地域応援商品券」を販売し、商品券取扱事業所において買物・サービス等を受けることができる事業です。

詳細は下記の通り。

- 1) 対象者は市内各世帯
- 2) 額面1,000円の商品券9枚綴(9,000円分)1冊を5,000円で販売(1世帯2冊まで購入可能)
- 3) 購入を希望する対象者に

ゆめタウン南岩国 (毎日 9:30 ~ 18:30)、

フジグラン岩国 (毎日 10:00 ~ 18:00)、

岩国市内郵便局 (平日のみ 9:00 ~ 17:00) (川越郵便局は除く) で販売

※岩国市より市内各世帯に商品券購入引換券が送付されます。

- 4) 商品券有効期間は、令和7年9月1日(月)~令和7年11月30日(日)まで
- 5) 登録料は岩国商工会議所・岩国西商工会・やましろ商工会・市内各地区商工連盟いずれかの

①会員事業所…無料

②非会員事業所…1店舗につき、個人事業所は15,000円、法人事業所は30,000円
(但し、いずれかの会員として入会された場合は無料)

※岩国市により小規模事業者と確認された事業所は、登録料が無料となりますので
岩国市商工振興課(TEL 29-5110)にお問い合わせください。

- 6) 換金手数料は無料
- 7) つり銭、払戻しは不可
- 8) 換金日は毎月3日、13日、23日(土日祝の場合は前営業日)
- 9) 取扱事業所の換金期間は、令和7年9月12日(金)~令和7年12月12日(金)まで

申込み

令和7年7月1日(火)~令和7年8月29日(金)

裏面「取扱申込及び同意書」をご提出ください。(持参またはFAX・HPで受付いたします)

※前回、第4弾でご登録頂いた事業所は申込不要です。自動的に第5弾の「取扱店」として登録されます。(但し、非会員事業所で継続希望の場合は再度上記登録料が必要となります。)

※申込みの後、「取扱店登録証」を利用者にわかりやすい場所に掲示してください。

換金方法

処理済の商品券をご持参のうえ、岩国市内の西中国信用金庫、山口銀行、西京銀行、もみじ銀行、東山口信用金庫、JA山口県、広島銀行にてお手続きいたします。

※一部取扱ができない支店等がありますので、詳細は各金融機関にお問い合わせください。

※上記金融機関に口座をお持ちでない場合は、振込手数料を取扱事業所負担として指定口座に振込いたします。

岩国市内事業所の多数のご応募をお待ちしております。(取扱申込及び同意書は裏面)

申し込み・
お問い合わせ先

岩国商工会議所
TEL 21-4201 FAX 21-4646

やましろ商工会
TEL 76-0100 FAX 76-0800

岩国西商工会
TEL 84-0183 FAX 84-0271



いわくに地域応援商品券

(岩国市プレミアム商品券 第5弾)

取扱申込 及び 同意書

ふりがな			
事業所名			
ふりがな			
屋号・商号	※取扱店一覧には屋号・商号を掲載いたします。		
店舗所在地	(〒 -)		
店舗電話番号	()	FAX	()
代表者名	事務担当者名		
会員区分 (どちらかに○をつけて下さい)	会員 ・ 非会員	非会員の場合 (どちらかに○をつけて下さい)	個人 ・ 法人 (1万5千円) (3万円)

※ご記入いただきました個人情報は、本事業に関する運営のみに使用させていただきます。
※店舗・営業所等が複数ある場合は店舗ごとに申込みをお願いします。

岩国市プレミアム付商品券発行事業推進協議会が発行する「商品券」について、以下の内容に同意し、取扱事業所として申込みます。

記

- 取扱事業所は、使用済みであることを明示するために、受領した商品券の裏面に店名等を記入しなければ、換金することができない。
- 取扱事業所は、前項の処理を行った商品券を持参のうえ、岩国市域内にある西中国信用金庫、山口銀行、西京銀行、もみじ銀行、東山口信用金庫、山口県農業協同組合、広島銀行のいずれかに提出しなければならない。(但し、一部取扱ができない支店等があるので、詳細については各金融機関に問い合わせること。)
- 換金額の支払いは、取扱事業所が指定した金融機関の預金口座に入金するものとし、現金での支払いはできないものとする。
- 指定金融機関以外への振込については振込にかかる手数料は取扱事業所負担とする。なお、振込額が10万円を越える場合は本人確認書類等の提示が必要となるので金融機関の規定に沿って手続きするものとする。
- 換金日は、毎月3日、13日、23日として、入金または振込は原則として5営業日以内とする。但し、換金日が土曜日、日曜日、祝日の場合は、前営業日とする。
- 換金期間は、令和7年9月12日(金)から令和7年12月12日(金)までとする。
- 商品券を単に現金化したり、自らの商品仕入れのために使用することはできないものとする。
- 商品販売によって受領した商品券を再販売、または再利用しないものとする。
- 換金性の高い商品(図書券、ビール券、プリペイドカード、切手、印紙、他の商品券等)、たばこ、不動産、金融商品の購入はできないものとする。
- つり銭は支払わないものとする。
- 商品券の受け取りは善良な管理者としての注意義務をもって確認し、偽造商品券の使用を防止するよう注意することとする。
- 取扱事業所であることを明示する取扱店登録証を店頭またはレジスター等利用者にわかりやすい場所に掲示することとする。
- 取扱事業所は、この申込及び同意書を提出する場合、必ず控えをとることとする。

※事務局使用欄

取扱事業者番号